

放置自転車対策システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大田区（以下、「本区」という）の大田区放置自転車管理システムは、令和8年9月30日にサポートが終了するため、現行システムをリプレイスする必要がある。

その中で、適切な業務遂行、事務の効率化、将来を見据えた業務改善を実現するため、システムの開発運用は基より、放置自転車対策業務に関し、優れた技術や知見・ノウハウを有する事業者を広く公募することとし、事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

2 業務概要

（1）件名

放置自転車対策システム更新業務

（2）業務場所

大田区都市基盤管理課、各保管所（4か所）、コールセンター、道路など

各対象施設の開庁時間及び所在地については、以下のとおりである。

No.	施設名	開庁時間※	所在地
1	大田区都市基盤管理課 (本庁舎)	平日 8時30分から 17時15分まで	大田区蒲田五丁目13番14号 本庁舎7階22番窓口
2	第1保管所	平日・土曜・日曜	大田区平和島一丁目2番先
3	第2保管所	10時から19時まで	大田区平和島五丁目1番先
4	第3保管所	(返還対応時間は11時から19時まで)	大田区平和の森公園2番先
5	第6保管所	19時まで	大田区仲六郷四丁目30番
6	コールセンター (3か所)	平日・土曜・日曜 8時30分から 19時まで	未定
7	区で管理している道路 など	—	大田区各所

※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

（3）業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

（4）履行期間

導入期間：契約締結日から令和8年9月30日まで

サービス利用期間：令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

なお、サービス利用期間については、令和13年9月30日を限度として契約更新の可能性があること、ただし、当該年度の予算の議決、前年度までの履行状況、同規模

での事業継続決定等の条件により契約更新を保証するものではない。

(5) 事業限度額（想定）

54,400,000円（税込み）

システム導入費、サービス利用費用（60か月）、仕様書案「4.2 消耗品の調達」に記載した独自調達した消耗品含む金額。

なお記載した金額は、事業の規模感の目安を示すものであり確定した金額ではなく、本事業の執行は令和8年度及び各年度の予算案議決を要件とする。

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等により公正または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証又はプライバシーマークの認証を取得（取得申請中を含む）していること。

4 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由とその導入効果

価格のみの競争では、目的や機能が充足できる事業者が選定されない可能性があることに加え、本区の現状及び将来の展望に即した最適なシステムを導入するためには、複数の事業者から提案を受け、これを相対的かつ総合的に評価し、受託候補者として選定することが重要であることから、プロポーザル方式を採用する。

5 担当課

大田区都市基盤整備部都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号（大田区役所7階 22番窓口）

電話 03-5744-1390 FAX 03-5744-1527

E-mail toshikan@city.ota.tokyo.jp

6 事業候補者決定までのスケジュール（予定）※1

内 容	期 日
応募書類受付	令和8年1月30日から 令和8年3月2日 17時まで
質問の受付	令和8年1月30日から 令和8年2月12日 17時まで
質問に対する回答	令和8年2月19日 以降
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年3月11日
第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月18日 午後
第二次審査結果通知	令和8年3月25日 以降

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

7 応募方法

（1）提出資料

ア 提出書類一覧表（様式1） 1部

イ 応募申出書（様式2） 1部

ウ 提案書表紙（様式3） 10部（正本1部、副本9部）

エ 会社概要書（様式4） 1部

オ 業務実績書（様式5） 10部（正本1部、副本9部）

本事業に類似する事業を記入すること。参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

カ 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

様式は任意とする。参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

キ 見積書 1部

- ・見積書は、システム導入費、サービス利用費（令和8年10月1日から令和13年9月30日までの60か月）の金額がそれぞれ確認できる形式で作成すること。
- ・機器の調達に係る費用は、サービス利用費と同様、月額にて計上すること。
- ・仕様書案「4.2 消耗品の調達」にて、必要な消耗品がある場合は、その金額が分かる形式で作成すること。
- ・令和8年度の金額がわかる形式で作成すること。

ク 東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し 1部

ケ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

（2）提出方法

ア 持参の場合

- ・土日祝日を除く9時から17時までに持参すること。

- ・事前に電話にて予約すること。
- ・「5 担当課」に記載した窓口に持参すること。

イ 郵送の場合

- ・郵送する旨を事前に連絡すること。
- ・期間内必着で、簡易書類郵便等の送付記録の残る方法により送付すること。
- ・封書表面に、「放置自転車対策システム更新業務 関係書類在中」と記載すること。
- ・「5 担当課」に記載した住所に郵送すること。

(3) 提出期限

令和8年3月2日（月）17時まで

(4) 参加資格の欠落事由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

8 企画提案書の作成

(1) 業務の趣旨、内容

別紙仕様書（案）参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順番で記載すること。

なお、ページ数は60ページ（両面印刷で30枚）以内とし、本編にはページ番号を付与すること。

No	項目	内容
1	提案全体像・業務工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の方向性、全体像 ・サービス利用開始までの工程及びスケジュール ・本業務のプロジェクト管理の実施方法
2	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・東京23区におけるシステムの導入・稼働実績 ・システムに限らず、他自治体における放置自転車対策業務の受託実績
3	システムの構成・機能	<ul style="list-style-type: none"> ・提案するシステム、ソフトウェア、機器、機能の概要、コンセプト、全体構成 ・機能要件一覧の機能（必須・任意）及び追加提案する機能
4	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・構築するシステムにおけるセキュリティ対策等 ・最新のセキュリティリスクへの対策、今後のリスク変化への対応 ・個人情報の管理におけるセキュリティ対策 ・クラウドサービスにおけるセキュリティ対策
5	操作研修やシステムの支	<ul style="list-style-type: none"> ・導入時の研修

	援・保守について	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル等の整備 ・ユーザーからの問い合わせ対応 ・機器、システムの障害発生時の対応
--	----------	--

(3) 注意事項

- ア 企画提案書は、日本工業規格A4版とし、任意書式にて作成すること。
- イ 審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。
- ウ 企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。
- エ 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式6）を提出するものとする。
なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。
- オ 「システムの構成・機能」の記載にあたっては、機能要件一覧の必須項目・任意項目の対応状況が判別できる形式とすること。

9 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式7）を上記「5 担当課」宛に電子メールで提出すること。
電子メールの件名に「放置自転車対策システム更新業務 質問事項【事業者名】」と記載すること。

なお、メール送信後、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和8年1月30日から令和8年2月12日17時まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

- ア 公開場所
大田区ホームページ
- イ 公開期間
令和8年2月19日以降

10 審査方法

(1) 候補者の選定は、「放置自転車対策システム更新業務事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行う。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案資料を審査し、基準を満たした事業者（3社以内）

を選定する。第一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面及び電子メールで通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション・操作デモ・ヒアリング）

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・操作デモ・ヒアリング審査を行う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

ア 当該審査は令和8年3月18日（水）に、大田区内で開催を予定している。詳細については該当事業者に別途通知する。

イ 当該審査における説明は、提出済みの企画提案書に加え、A4版1枚（両面印刷可）を当日の追加資料として委員に配布することができる。

なお、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

ウ 説明者は当委託業務の実務担当者が行うこととする。

エ プrezentation（操作デモ含む）の時間は35分、質疑応答は10分程度とする。

オ 審査項目は次のとおりとする。

（ア）プレゼンテーション

（イ）操作デモ

（ウ）質疑応答

（エ）全体評価

11 選定結果の通知・公表

(1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に適した候補者を1社選定する。

(2) 選定結果は、参加事業者に対し書類にて通知し、大田区ホームページで公表する（令和8年3月下旬発送予定）。

12 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。また、令和8年度については仕様書を調整のうえ、契約を開発導入委託とサービス利用に分けて実施する予定。

なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

13 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書に記載した実施体制・担当者は、特段の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。
- (4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など日本国 の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。
- (7) 本事業は、令和8年度予算案の議決を得られることを条件として、区と事業者の間で契約締結の調整を図るものであること。